

## 振替加算の総点検とその対応について

### (1) 振替加算とは (→ 3～4ページ参照)

- ・振替加算は、平成3年から実施されている制度で、配偶者(夫)の老齢厚生年金(老齢満了＝厚生年金の被保険者期間が240月以上などが要件)又は障害厚生年金(1級又は2級)に、受給権者(妻)に係る加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻に支給する老齢基礎年金に振り替えて加算する制度

### (2) 振替加算の支給漏れ

- ・振替加算については、正しく加算がなされていない事案が従来から散見されてきた。これまで、個別事案を把握したときにその都度対応してきたが、長年このような事案が一定数生じており、近年増加している。  
(毎月、日本年金機構より事案を公表。平成22年度2件→平成25年度34件→平成28年度832件)
- ・被用者年金一元化に伴い機構が共済情報連携システムを利用できるようになった(27年10月～)こともあり、今般、配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例を総点検し、支給漏れ又はその可能性のあるケースを抽出し、発生要因の分析を行うとともに、対応策を講じることとした。

### (3) 点検結果の概要 (→ 5～10ページ参照)

- ①機構と共済組合との間の情報連携不足 (52,908人、260億円) (事例1)
- ②システム処理に起因するもの (35,685人、122億円) (事例2)
- ③機構における事務処理誤り (5,332人、89億円) (事例3)
- ④お客様からの届出漏れ (12,038人、128億円) (事例4)

※ 上記のうち夫婦の一方が共済の年金を受給している方が96% 101,324人

### (4) 支給漏れが判明した方への対応 (→ 11ページ参照)

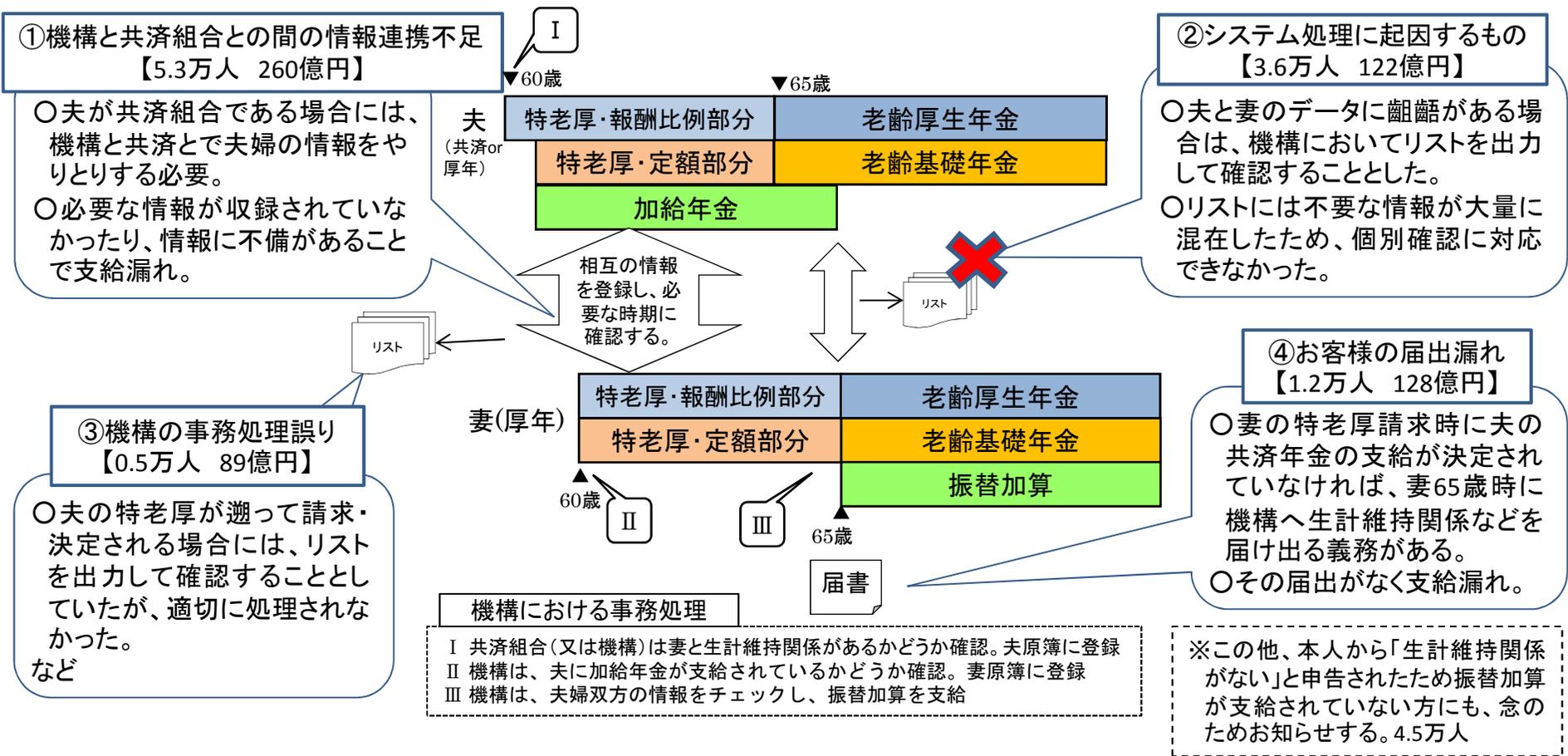
- ・対象の方には、お知らせをした上で、概ね11月を目途に支払い予定
- ・機構では、お客様のご協力をいただきながら、適切な支払いを進める。

### (5) 今後の発生防止のための事務処理の改善 (→ 12ページ参照)

- 配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例を機構で抽出し、
- ・配偶者が厚生年金の場合は、機構が保有している情報に基づいて振替加算の受給要件の確認を徹底。
  - ・配偶者が共済年金の場合は、平成27年10月から稼働している共済情報連携システムを活用して確認し、機構と共済組合のデータの不整合がある場合は個別に照会して確認を徹底。

# 振替加算の総点検とその対応(概要)

- 振替加算は、配偶者(夫)の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻の老齢基礎年金に振り替えて加算するもの(現在は年齢に応じて月19000円～6000円程度)
- 支給漏れが従来から散見され、個別対応としてきたが、近年件数が増加。
- 被用者年金一元化に伴い、日本年金機構が共済情報連携システムを利用できるようになったこともあり、支給漏れ事案の総点検を行い、対応策を講じることとした。



- 夫婦の一方が共済の年金を受給している方が96%、101,324人
- 対象の方には、お知らせをした上で、概ね11月を目途に支払い予定
- 今後は、妻65歳時点で共済情報連携システムを活用して確認するなど、事務処理を改善

(参考)

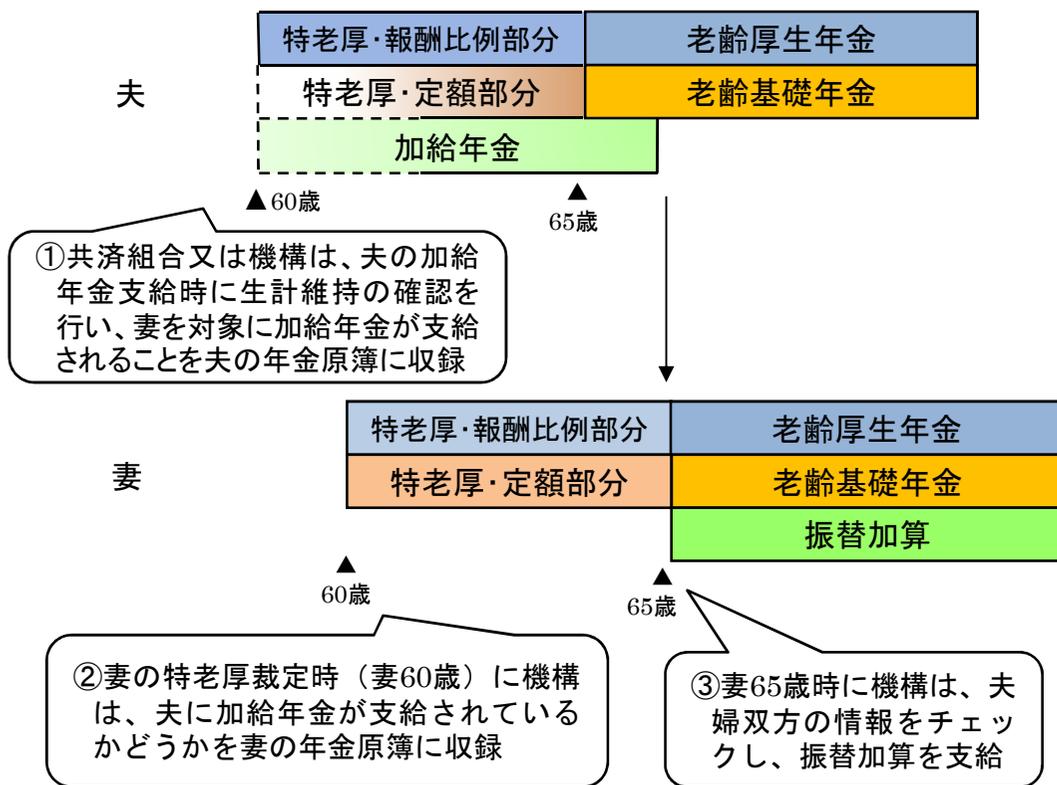
## 加給年金と振替加算

【加給年金】 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、定額部分支給開始年齢に到達した時点(かつては60歳。段階的に65歳まで引上げ)で、その方に生計を維持されている配偶者又は子がいるときに加算。

【振替加算】 加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給されていた加給年金額が打ち切られる。このとき、一定の基準により妻(夫)自身の老齢基礎年金の額に振替加算がされる。

基礎年金の導入(昭和61年)によって専業主婦の方も国民年金に加入することになったが、当時ある程度の年齢となっている妻の基礎年金額は加入期間が短くなり年金額も低くなる。振替加算は支給額を上乗せする役割を果たし、妻の年金として一生支給されるもの。

(妻が年下の場合)



<事務処理が煩雑になるケース>

振替加算の支給事務は、ケースによって様々ではあるが、

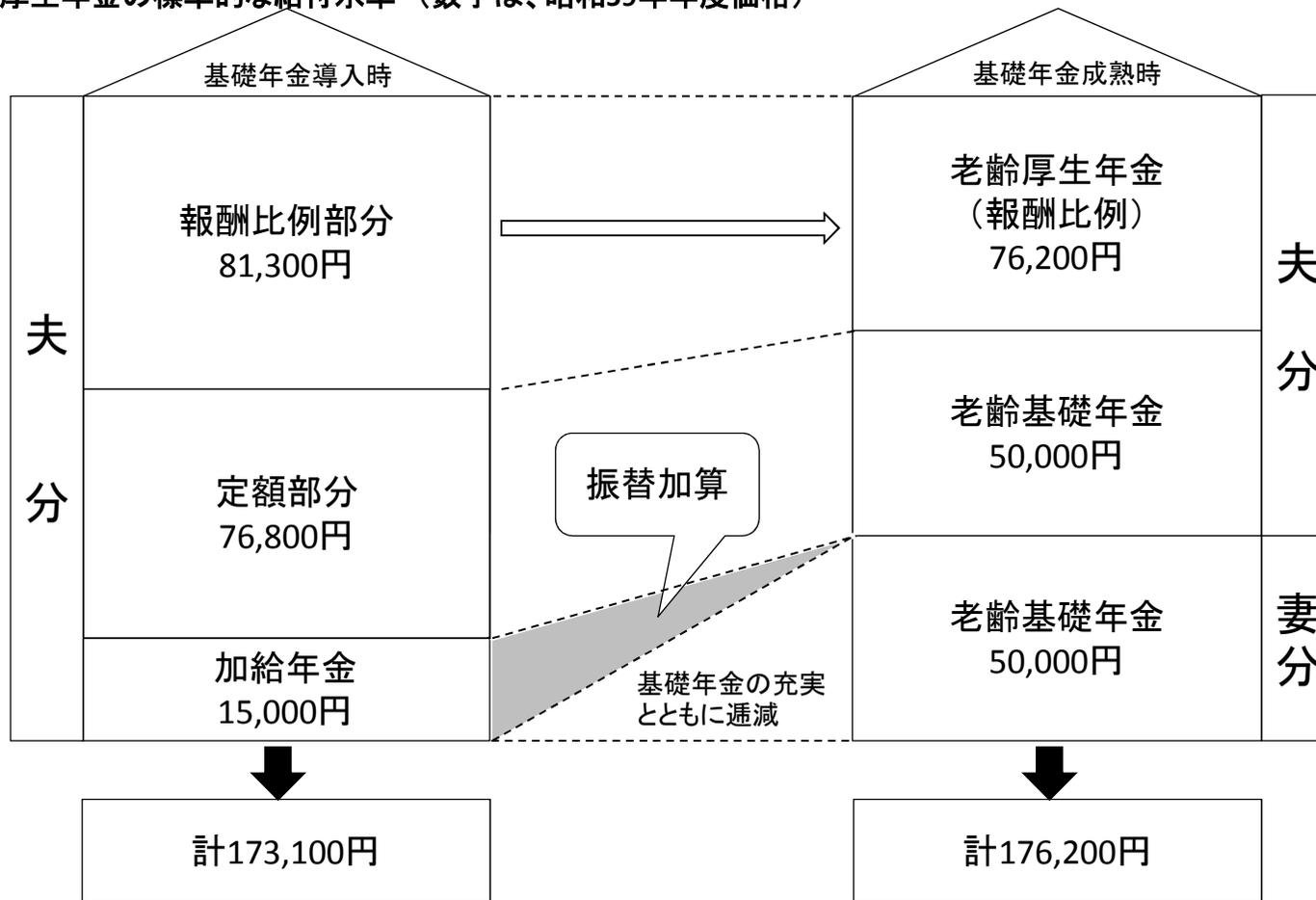
- 夫に厚生年金の加給年金が支給されている場合には事務は比較的簡素であるが、被用者年金一元化前は夫に共済年金の加給年金が支給されている場合にはその支給状況を確認する事務が比較的煩雑
- 妻の特別支給の老齢厚生年金(特老厚)裁定時(妻60歳時)に夫に加給年金が支給されている場合には事務は比較的簡素であるが、妻の裁定時に夫に加給年金が支給されていない場合には事務が比較的煩雑

(参考)

## 旧国民年金法から新国民年金法への移行措置としての振替加算

昭和60年改正前は、被扶養配偶者については、国民年金の適用を除外し、本人が希望した場合のみ任意加入できることとされていた。昭和61年4月以降にこれらの者が第三号被保険者として現行国民年金制度の被保険者となった場合であっても、国民年金の加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額となる者も生じることとなる。このため、これらの者については、昭和61年4月以後60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて逡減する加算を行うこととした。その最高額は、老齢厚生年金の配偶者を対象とする加給年金額と同額とした。

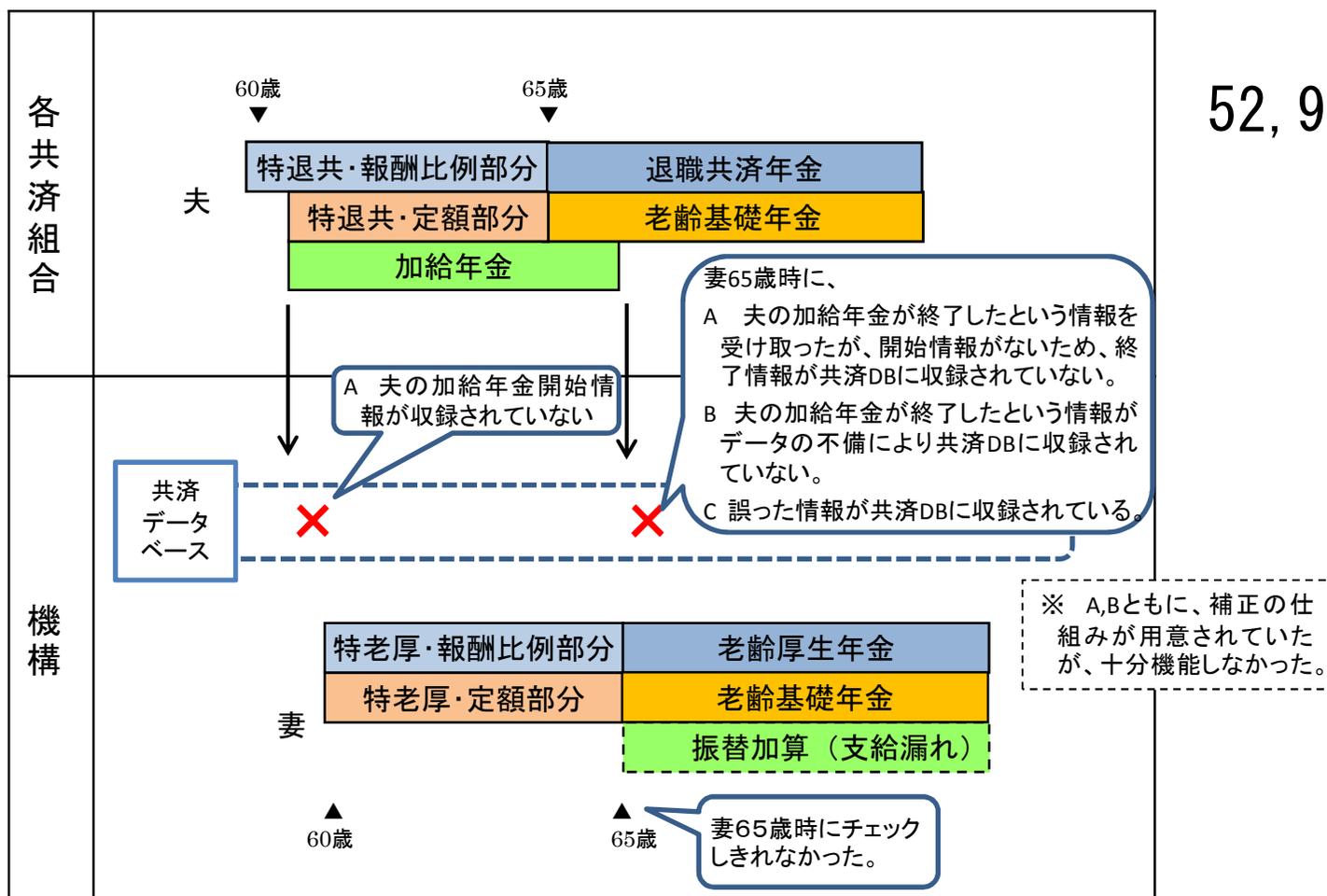
60年改正当時の厚生年金の標準的な給付水準（数字は、昭和59年年度価格）



# (別添1) 点検の結果把握した事案

(事例1) 機構と共済組合との間の情報連携不足～夫に共済年金が支給されていた場合～

夫が受けている年金が共済年金の場合、機構は、機構が管理する「共済データベース」を活用し、妻の65歳からの年金に振替加算を系統的に処理をすることとしていたが、「共済データベース」に加給年金終了情報が収録されていない又は情報に不備があることにより、振替加算の支給漏れが生じた。



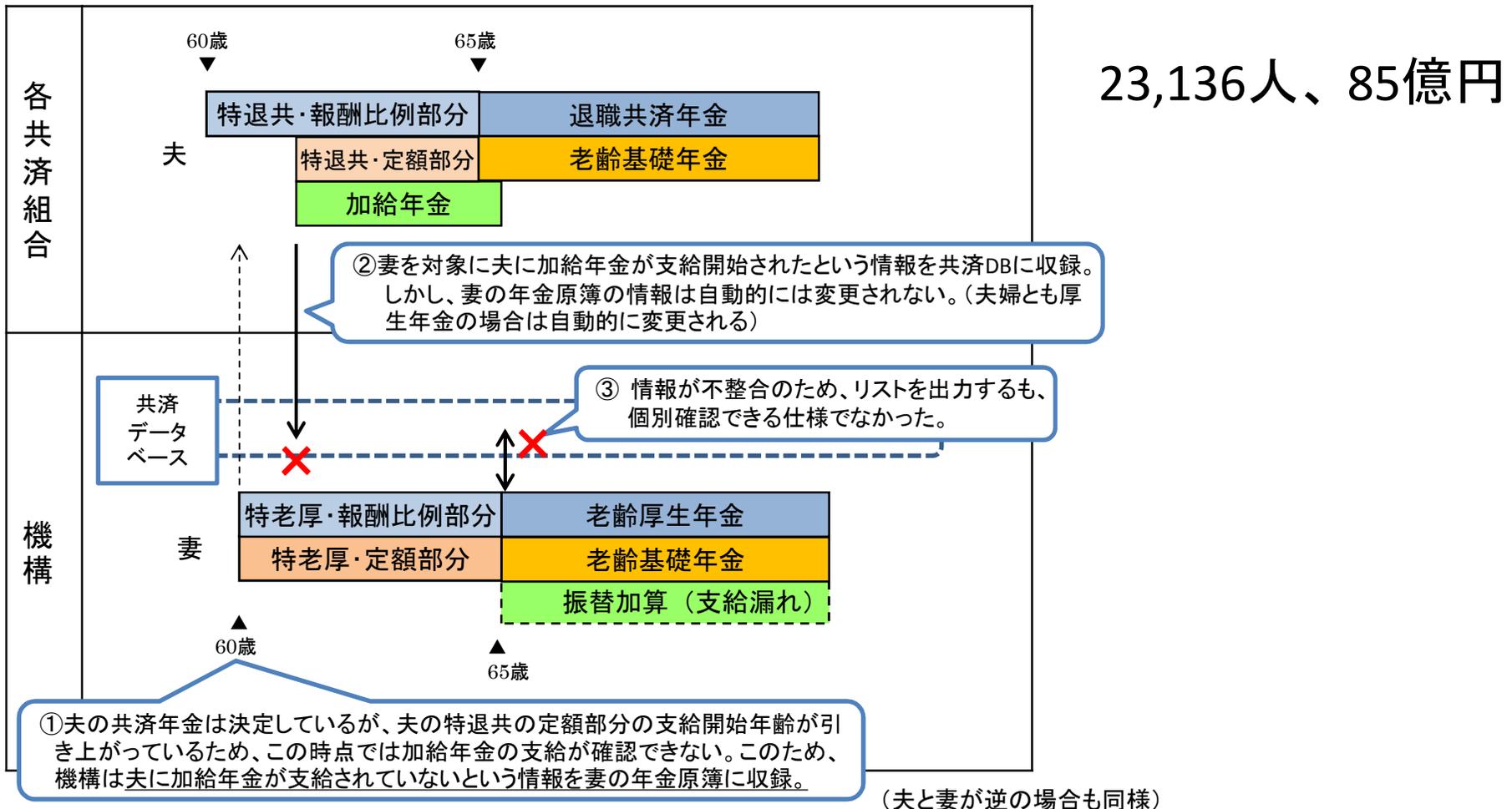
52,908人、260億円

(夫と妻が逆の場合も同様)

## (事例2-1)システム処理に起因するもの ～夫に共済年金が支給されていた場合～

機構が妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されていない」と収録した場合であって、その後、共済組合から夫に加給年金が支給された場合でも、妻の年金原簿の情報は自動的に変更されない。妻65歳時では、「共済データベース」により夫に加給年金が支給されていることは確認できるが、妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されていない」と収録されている場合は、リストを出力して個別に確認することとした(平成17年10月～)。

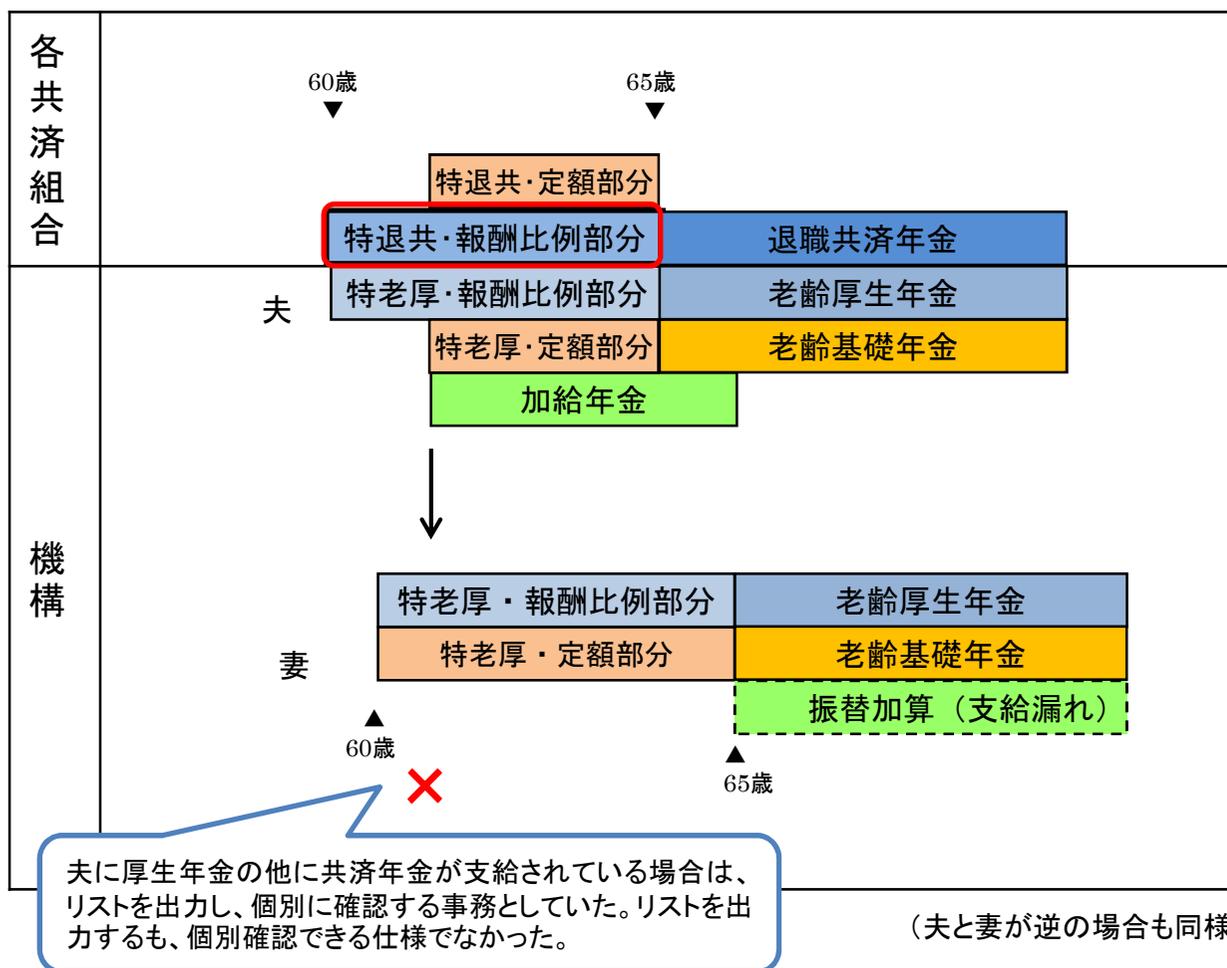
しかし、このリストには多くの不要な情報が混在し、個別確認に対応できる仕様でなかったため、振替加算の支給漏れが生じた。



(事例2-2)システム処理に起因するもの ~夫(妻)に厚生年金と共済年金が支給されていた場合~

機構では、夫が厚生年金の場合は、夫に加給年金が支給されていることを確認し、振替加算を行うシステムとした(平成17年10月~)。その際、夫又は妻に厚生年金の他に共済年金が支給されている場合には、リストを出力し、職員が確認する事務としていた。しかし、リストには多くの不要な情報が混在し、個別確認に対応できる仕様でなかったため、振替加算の支給漏れが生じた。

12,549人、37億円

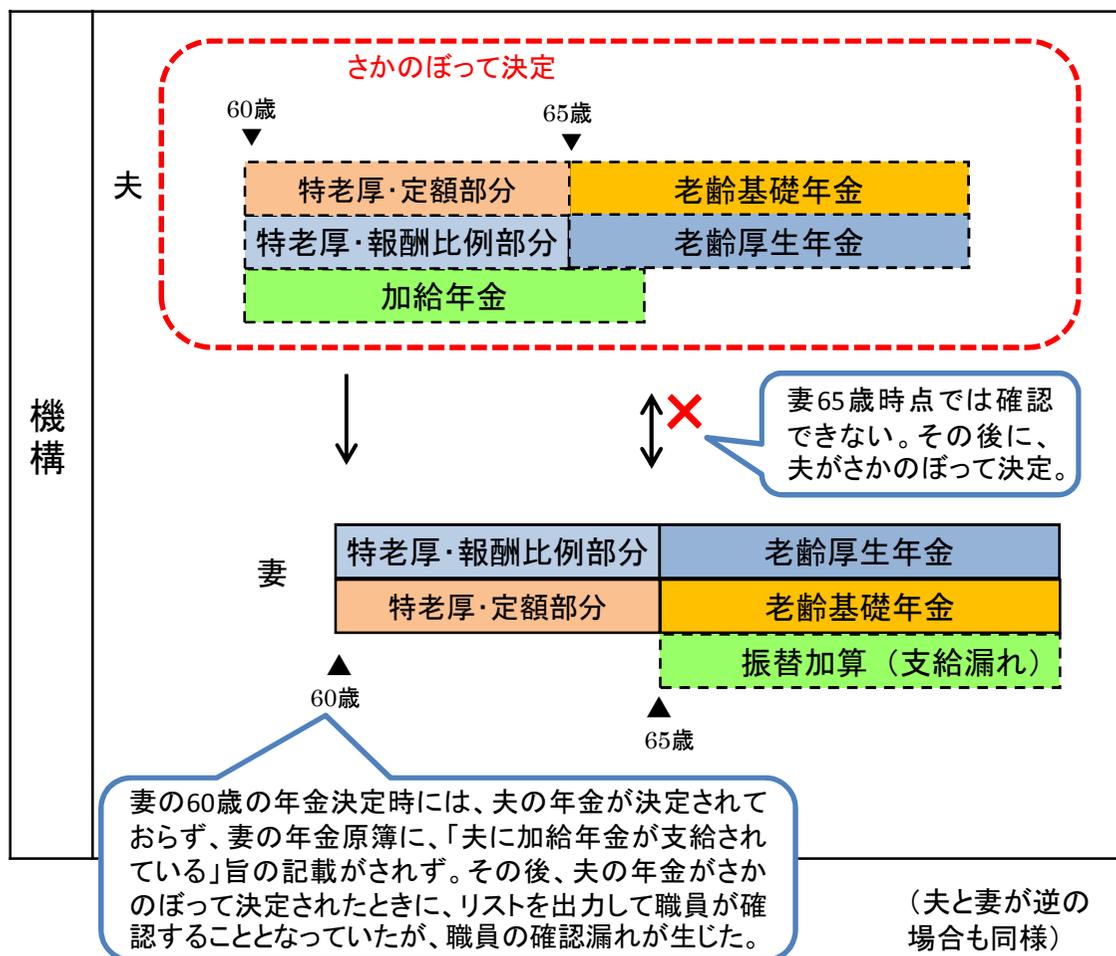


## (事例3) 事務処理誤り ～夫の年金をさかのぼって決定した場合～

夫が年上の場合には、夫の年金が決定した後に妻の年金を決定するのが一般的であるが、夫の特別支給の老齢厚生年金が遅れて請求されたことにより、さかのぼって夫の年金を決定することがある。

その場合、機構ではリストを出力し、職員が確認し、妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されている」旨を登録することとしていたが、そのリストの処理が漏れて、振替加算の支給漏れが生じた。

1,727人、13億円

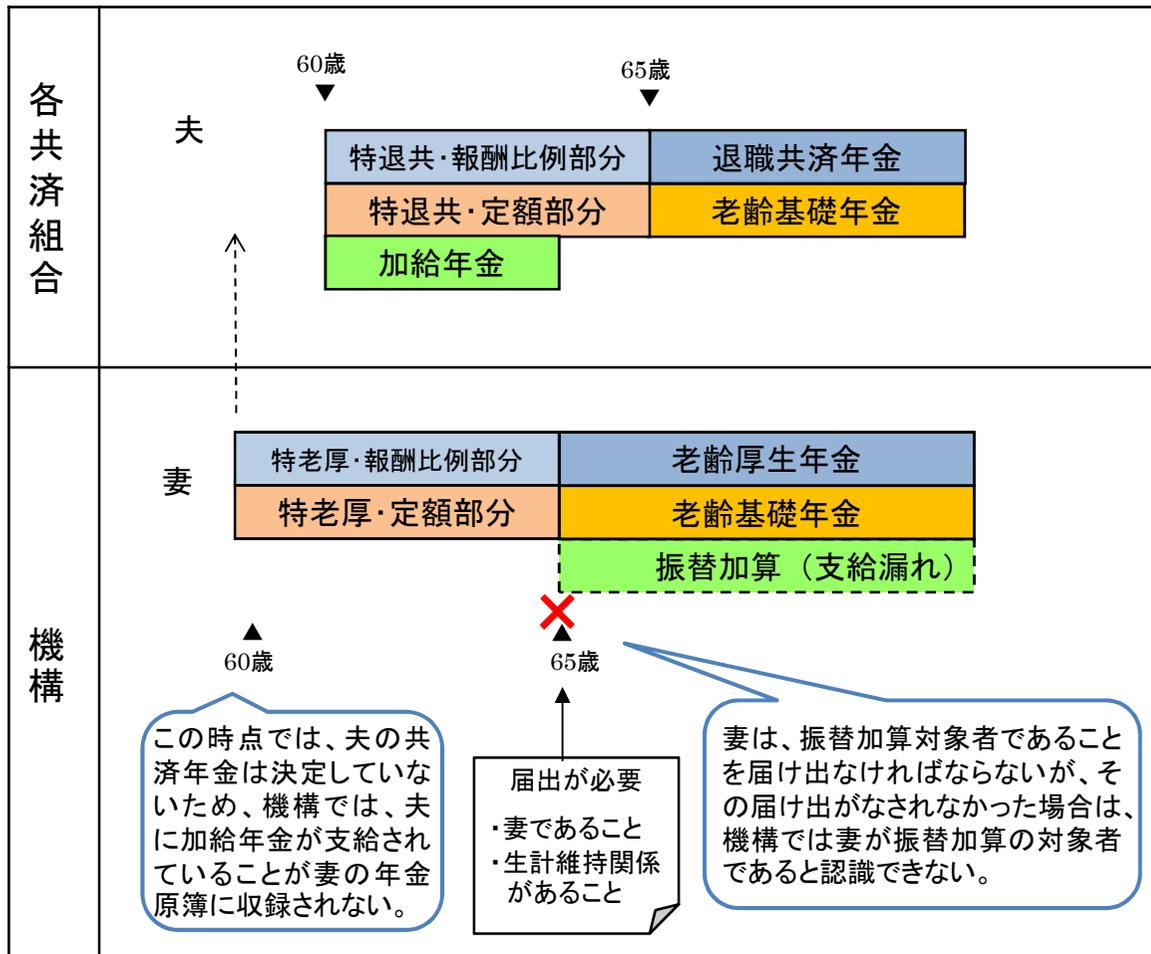


### このほかの事務処理誤り

- ・妻の年金原簿に「夫に加給年金が支給されている」と入力すべきところを「支給されていない」と入力したもの 2,370人 58億円
  - ・平成24年10月以前は夫に共済年金の加給年金が支給されている場合には、機構は目視にて振替加算の支給要件を確認していたが、目視であるため処理を誤ったもの 461人 4億円
  - ・平成17年以前は夫の加給年金の支給状況に変更があった場合に社会保険事務所から社会保険業務センターへの進達事務があったが、その進達にも漏れがあったもの 402人 6億円
  - ・夫の加給年金終了情報が処理される前に妻から65歳時裁定ハガキが提出された場合には、リストに出力して処理することとしていたが、その処理が漏れたもの 356人 7億円
- など

## (事例4)お客様からの届出漏れ ～夫に共済年金が支給されていた場合～

妻が年上の場合、妻の特別支給の老齢年金の請求時(妻60歳)には夫の年金が決定されていない。その後、夫に共済年金が支給された場合には、妻には振替加算開始時に機構への届出(妻であること、生計維持関係があること)が義務づけられているが、届出がなされないケースがあり、その場合は、振替加算の支給漏れが生じる。



12,038人、128億円

(夫と妻が逆の場合も同様)

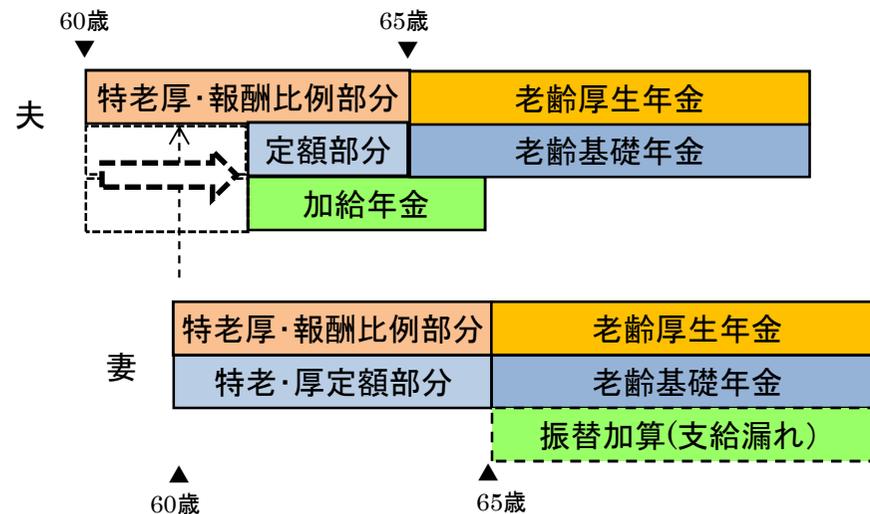
## (参考) 男子の定額部分開始年齢の引き上げの影響

振替加算については、正しく加算がなされていない事案が従来から散見されてきた。これまで、個別事案を把握したときにその都度対応してきたが、近年増加している。男子の定額部分開始年齢の引き上げが影響を与えている。

年度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
振替加算の訂正件数	2	15	23	34	267	575	832

平成6年の制度改正により昭和16年4月2日以後に生まれた方は、生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられた。

これにより、平成13年度以後、妻が60歳で裁定請求をする際に夫の加給年金が開始されておらず、事後的に変更する必要のある事象が増加した。



この時点では、夫の定額部分の支給が始まっていないため、妻の年金原簿に夫に加給年金が支給されていることが登録されない。

生年月日 (男性)	定額部分の支給開始年齢	引上げ実施年
昭和16年4月2日～ 18年4月1日	61歳	平成13年
昭和18年4月2日～ 20年4月1日	62歳	平成16年
昭和20年4月2日～ 22年4月1日	63歳	平成19年
昭和22年4月2日～ 24年4月1日	64歳	平成22年
昭和24年4月2日～	65歳	平成25年

## (別添2)

### 支給漏れが判明した方への対応

- 対象の方には、お知らせをしたうえで、概ね本年11月15日に支払うことができるよう事務を進める(随時払い)。
- 時効の援用は行わない。

#### (その他)

夫に加給年金が支給されていながらも、妻ご本人から機構に対しては「生計維持関係がない」と申告されている事例がある。妻ご本人からの申告が正しければ未払いではないが、念のため、これらの事例については機構が個別に妻ご本人に対してお知らせする。妻65歳時に生計維持関係があったのであれば、改めてその旨の届出をしていただくよう勧奨する。

- ・妻ご本人の申請どおり生計維持関係がない場合には、振替加算の支給はしない。
- ・妻65歳時の生計維持関係が確認できた場合には、振替加算の支給を行う。この場合でも妻ご本人からの生計維持関係がないとの申告を受けて行った処理であり、妻ご本人にも一定の帰責性がある場合は5年の時効が適用される。

※勧奨する方のうち夫に共済組合の加給年金が支給されていた方 19,939人

※勧奨する方のうち夫に厚生年金の加給年金が支給されていた方 25,667人

### (別添3)

## 今後の発生防止のための事務処理の改善

妻の特老厚裁定時(妻60歳)での届出情報をもとに、その後の事情変更を可能な限り反映し、妻65歳時に振替加算を支給する、という今までの業務フローの見直しを行う。

- ・近年、振替加算に関する事務処理誤り件数が増えてきたこと(10ページ参照)
- ・共済情報連携システムが活用できるようになったこと(平成27年10月～)

もあり、振替加算の支給漏れがなくなるよう事務の見直しを講じる。

※ 従来の共済データベースには情報の収録漏れがあったが、共済情報連携システムにより、機構が、共済組合が保有する原簿情報を直接確認できるようになった。

<事務処理の改善>(既に本年7月1日から実施済)

○ 現在の事務処理を基本としつつ、配偶者の加給年金が終了している一方で振替加算が開始されていない夫婦の事例については、妻が65歳になった時点で抽出して確認する。

- ・抽出した者の夫に厚生年金の加給年金が支給されている場合は、機構における情報を基に妻65歳時点で振替加算の受給要件を確認。
- ・抽出した者の夫に共済年金の加給年金が支給されている場合は、夫の記録を共済情報連携システムで照会し、振替加算を支給する。機構と共済組合のデータに不整合[妻の生年月日、姓等の相違]がある場合には、個別に共済組合に事実関係を照会して、妻65歳時点で振替加算の受給要件を確認。

※ 今後、システム改修により機械的に共済情報連携システムに照会できるようにする。

<届出の不要化>(今後速やかに省令改正予定)

○ 妻の特老厚請求時に夫の共済年金が決定されていない場合には、振替加算開始時に妻からの届出(規定上は年金裁定請求時の添付書類)が必要となっている(「④お客さまの届出漏れ(P9)」参照)。今般の事務処理改善と併せ、当該届出事務は廃止予定。(国民年金法施行規則第16条の2第2項の改正)